

電子提供措置の開始日 2023年6月6日

第20回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

事業報告の主要な事業内容
事業報告の主要な事業所
事業報告のその他の企業集団の概況に関する重要な事項
事業報告の新株予約権等の状況
事業報告の会計監査人の状況
事業報告の業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況
連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
計算書類の株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表
(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株式会社FRONTEO

主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社7社で構成されており、AIソリューション事業とリーガルテックAI事業を行っております。

事 業 内 容	主 要 商 品 ま た は 主 要 サ ー ビ ス
AIソリューション事業	<ul style="list-style-type: none"> ■AI創薬領域 AI創薬構想「Drug Discovery AI Factory」による創薬支援 AI受託サービス「Drug Discovery BKM」 ※BKM : Best Known Method 論文探索AI 「KIBIT Amanogawa」 創薬支援AI 「KIBIT Cascade Eye」 科学性・市場性評価「KIBIT liGALILEO」 ■AI医療機器領域 医療機器クラスⅡに該当するプログラムを提供 「会話型 認知症診断支援AIプログラム」 「うつ病診断支援AIプログラム」 「統合失調症診断支援AIプログラム」
	<ul style="list-style-type: none"> ■独自開発の人工知能エンジン「KIBIT」を活用したAIソリューションの提供 メール＆チャット監査システム「KIBIT Eye」 "お客様の声"解析システム「KIBIT WordSonar for VoiceView」 リスク発見・予測システム「KIBIT WordSonar for AccidentView」 ビジネスデータ分析システム「KIBIT Knowledge Probe」 技能伝承システム「匠KIBIT」 特許調査・分析システム「KIBIT Patent Explorer」
	<ul style="list-style-type: none"> ■独自開発の人工知能エンジン「KIBIT」を活用したAIソリューションの提供 サプライチェーン解析、株主分配ネットワーク解析、最先端技術・研究者ネットワーク解析「KIBIT Seizu Analysis」
リーガルテックAI事業	<ul style="list-style-type: none"> ■国際訴訟eディスカバリー（証拠開示）支援サービス ■不正検知フォレンジック調査 ■官公庁・法執行機関向けソリューション 証拠開示支援ソフトウェア「Lit i View」 AIレビューツール「KIBIT Automator」 デジタル・フォレンジックソフトウェア「KIBIT XAMINER」

主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

本社 東京都港区

② 主要な子会社

FRONTEO USA, Inc. 米国

P.C.F.FRONTTEO株式会社 東京都港区

FRONTEO Korea, Inc. 韓国

FRONTEO Taiwan, Inc. 台湾

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2023年3月31日現在)

新株予約権の名称	第20回新株予約権	
発行決議日	2017年12月22日	
新株予約権の数	335個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式	33,500株 (各新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	新株予約権1個当たり (1株当たり)	70,600円 706円
権利行使期間	2020年12月26日から2025年12月25日まで	
行使の条件	(注1)	
取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	335個
	目的となる株式の数	33,500株
	保有者数	2名
役員の保有状況 社外取締役	新株予約権の数	0個
	目的となる株式の数	0株
	保有者数	0名
監査役	新株予約権の数	0個
	目的となる株式の数	0株
	保有者数	0名

(注) 1. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなつてから90日以内に(i) の要件のみをもつて行使することができる。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

④その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

新株予約権の名称	第23回新株予約権	
発行決議日	2019年2月4日	
新株予約権の数	300個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式	30,000株 (各新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	新株予約権1個当たり (1株当たり)	79,300円 793円)
権利行使期間	2022年2月6日から2025年2月5日まで	
行使の条件	(注2)	
取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	300個 30,000株 2名
役員の保有状況	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	0個 0株 0名
監査役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	0個 0株 0名

- (注) 2. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となつた場合を含む。）のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となつた場合を含む。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなつてから90日以内に (i) の要件のみをもって行使することができる。
 ②新株予約権の相続はこれを認めない。
 ③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。
 ④その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

新株予約権の名称	第25回新株予約権	
発行決議日	2019年11月29日	
新株予約権の数	250個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式	25,000株 (各新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	新株予約権1個当たり (1株当たり)	38,200円 382円)
権利行使期間	2022年11月30日から2025年11月29日まで	
行使の条件	(注3)	
取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	250個 25,000株 2名
役員の保有状況	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	0個 0株 0名
監査役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	0個 0株 0名

(注)3. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上、割当日から継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）または当社の協力者のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）または当社の協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなつてから90日以内に(i) の要件のみをもって行使することができる。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

④その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

新株予約権の名称	第27回新株予約権	
発行決議日	2021年2月26日	
新株予約権の数		400個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 (各新株予約権1個につき100株)	40,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	新株予約権1個当たり (1株当たり)	71,300円 713円
権利行使期間	2024年2月27日から2027年2月26日まで	
行使の条件	(注4)	
取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	400個 40,000株 3名
役員の保有状況	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	0個 0株 0名
監査役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	0個 0株 0名

(注)4. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上、割当日から継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなつてから90日以内に(i) の要件のみをもって行使することができます。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

④その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

新株予約権の名称	第28回新株予約権	
発行決議日	2021年11月25日	
新株予約権の数	500個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式	50,000株 (各新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	新株予約権1個当たり (1株当たり)	459,500円 4,595円)
権利行使期間	2024年11月26日から2027年11月25日まで	
行使の条件	(注5)	
取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	500個 50,000株 3名
役員の保有状況	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	0個 0株 0名
社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	0個 0株 0名
監査役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	0個 0株 0名

(注)5. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上、割当日から継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなつてから90日以内に(i) の要件のみをもつて行使することができます。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

④その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

新株予約権の名称	第29回新株予約権	
発行決議日	2023年2月22日	
新株予約権の数	900個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式	90,000株 (各新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	新株予約権1個当たり (1株当たり)	90,500円 905円
権利行使期間	2026年2月23日から2029年2月22日まで	
行使の条件	(注6)	
取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	900個 90,000株 3名
役員の保有状況	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数
		0個 0株 0名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数
		0個 0株 0名

- (注) 6. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上、割当日から継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなつてから90日以内に(i) の要件のみをもって行使することができる。
 ②新株予約権の相続はこれを認めない。
 ③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。
 ④その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として、当社使用人及び子会社の役員・使用人に対し交付した新株予約権の状況

新株予約権の名称	第29回新株予約権	
発行決議日	2023年2月22日	
新株予約権の数	1,080個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 (各新株予約権1個につき100株)	108,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	新株予約権1個当たり (1株当たり)	90,500円 905円
権利行使期間	2026年2月23日から2029年2月22日まで	
行使の条件	(注1)	
	新株予約権の数	1,080個
当社使用人	目的となる株式の数	108,000株
	交付者数	27名
使用者等への交付状況	新株予約権の数	0個
	目的となる株式の数	0株
子会社の役員 及び使用人	交付者数	0名

(注) 1. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上、割当日から継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなつてから90日以内に(i) の要件のみをもって行使することができる。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

④その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	163,169千円
当事業年度に係る会計監査人の非監査業務報酬の額	一千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	163,169千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の連結子会社であるFRONTEO USA, Inc.は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているBDO USA, LLP の監査を受けており、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、当該監査報酬を含めております。
3. 当事業年度における上記報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬の額が3,000千円あります。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬の見積りの算出根拠等を検討し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいづれかの項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と締結している個別の責任限定契約はございませんが、当社定款において会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会計監査人の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる旨の定めをしております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人の行動規範とする。
- ロ. 取締役は職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。
- ハ. 取締役の職務の執行状況は「監査役会規則」に基づき、監査役の監査を受ける。
- 二. 内部監査室がコンプライアンスの遵守状況等を監査する。
- ホ. 取締役及び使用人のコンプライアンス違反行為を直接通報する制度を設ける。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会の議事録等、取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理細則」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存・管理する。
- ロ. 取締役及び監査役は、常時、取締役の職務執行に係る情報についての記録又は電磁媒体を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 各部門所管業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部門にて管理する。
- ロ. 組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理委員会が行う。
- ハ. 新たに生じたリスクへの対応については取締役会において速やかに対応を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 毎月1回開催の定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
- ロ. 迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、経営会議において、取締役と執行役員による意見交換を行う。
- ハ. 取締役は経営計画の達成に向けて職務を遂行し、各部門の業績・業務報告と改善策は適宜取締役会に報告され、審議される。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社のグループ会社に対しても、法令の遵守及び業務の適正と効率性を確保するための諸規程の整備とシステムの構築を行っていく。
- ロ. 当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行う。また、当社及び子会社は、非支配株主保護のため、グループ会社と取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
- ハ. 取締役は、その職務内容に従い、当社のグループに属する会社が適正かつ効率的な経営を行うように指導していく。
- 二. 内部監査室はグループ会社に対しても、業務全般にわたる内部監査を実施する。
- ホ. 監査役はグループ会社に対しても、業務執行状況等を監視、監査する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

当社は監査役の職務を補助する使用者は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用者を任命及び配置することができる。

⑦ 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項

当該使用者を置くこととなった場合には、当該使用者の任命、異動、評価、懲戒については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用者の取締役からの独立性を確保する。

⑧ 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制

取締役及び使用者は監査役に対して、法定の事項のほか、次の事項を遅滞なく報告する。

- イ. 当社の業務に重大な影響を及ぼす事項
- ロ. 内部監査室が行う内部監査の結果
- ハ. 内部監査室が行う内部統制評価の結果
- ニ. 内部通報制度による通報の状況

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役の半数以上は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
 - ロ. 監査役は、取締役との意見交換を定期的に開催し、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ハ. 監査役は、内部監査室、会計監査人との定期的な情報交換を行い、連携して監査の実効性を確保する。
 - 二. 監査役は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。

- ⑩ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

当社は、グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために「経理規程」等関係規程類の一層の整備を進めるとともに、「財務報告に係る内部統制の基本方針規程」を定め、これに基づき内部統制の整備及び運用を継続的に実施するとともに、その有効性を定期的に評価していく。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することをコンプライアンス規程の基本原則等に定め徹底していく。

- ⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- イ. 取締役の職務執行について

取締役会規則等の社内規程を整備し、取締役が法令、定款、規則に従って行動するよう徹底している。毎月1回以上開催される取締役会においては、各議案の審議において活発な意見交換が行われ、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性が確保されている。

- ロ. 監査役の職務執行について

監査役会は毎月1回以上開催され、監査役会において定めた監査計画に基づき、監査役は監査を実施している。また、取締役会及び社内会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行う等、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認している。

- ハ. 当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社に対しては、一定の基準に該当する事項については、事前に当社の取締役会等の重要な会議での承認と、その遂行状況を取締役会等に報告することを義務付ける等して、適切な経営がなされることを監督する体制を整備している。

二. コンプライアンス及びリスク管理について

内部通報制度を設けて、いつでもコンプライアンス違反行為やその疑いのある行為の存在を知った者が、当該行為を報告することができる体制を確保するために、24時間通報が可能な内部通報窓口のみならず外部通報窓口を設置し、周知している。また、大地震等の災害を想定した訓練、従業員の安全及び帰宅困難者のための物資の確保を継続的に行っている。

ホ. 反社会的勢力の排除について

契約書に反社会的勢力の排除に関する条項を規定するとともに、全ての取引先について、反社会的勢力との関与の有無に関する情報の収集を定期的に行っている。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,034,846	2,771,993	△140,203	△90	5,666,545
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	7,470	7,470			14,941
剩 余 金 の 配 当			△275,193		△275,193
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			△1,701,317		△1,701,317
自 己 株 式 の 取 得				△23	△23
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	7,470	7,470	△1,976,510	△23	△1,961,592
当 期 末 残 高	3,042,317	2,779,464	△2,116,714	△114	3,704,952

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新 株 予約権	純資産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	549,318	92,827	642,145	132,239	6,440,930
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					14,941
剩 余 金 の 配 当					△275,193
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失					△1,701,317
自 己 株 式 の 取 得					△23
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,591	474,882	510,473	60,239	570,713
当 期 変 動 額 合 計	35,591	474,882	510,473	60,239	△1,390,879
当 期 末 残 高	584,909	567,709	1,152,619	192,479	5,050,051

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

①連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称については、「事業報告」の「1. ■重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

②非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

・持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の決算日に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によ
り算定)によっております。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

ロ. 備品

・商品 当社は、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によ
り算定)によっております。

・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によ
り算定)によっております。

・貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により
算定)によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 4～20年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づ
く定額法によっております。

また、顧客関連資産及びその他の無形資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却
しており、償却年数は次の通りであります。

顧客関連資産 10～15年

その他の無形資産 2～10年

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

ロ. 賞与引当金

ハ. 訴訟損失引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額に基づく当連結会計年度費用負担額を計上しております。

当社グループの労働紛争等に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

イ. AIソリューション事業

AIソリューション事業は、主にライフサイエンスAI分野とビジネスインテリジェンス分野において、AIによるソリューションの提供を目的として、独自の自然言語解析AIエンジン「KIBIT（キビット）」を活用した各種ソフトウェアに係るライセンスの供与、AIエンジンと連携したソフトウェアの受託開発等を行っております。

ライセンスの供与については、供与したライセンスがライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利である場合は、当該ライセンス期間にわたり収益を認識し、知的財産を使用する権利である場合は、ライセンスを供与した一時点で収益を認識しております。

ソフトウェアの受託開発のうち、開発により別の用途に転用できない資産が生じ、かつ顧客との契約における義務の履行が完了した部分について、対価を收受する強制力のある権利を有している場合には、開発期間にわたり収益を認識しており、これらの要件に該当しない場合には、全ての開発が完了し、顧客が検収した一時点で収益を認識しております。

なお、開発期間にわたり収益を認識するソフトウェアの受託開発は、完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、開発の進捗度に応じて収益を認識しており、信頼性をもって総原価を見積ることができない場合には、発生した原価のうち回収可能性が高いと判断された金額と同額の収益を認識しております。

また、ソフトウェアの受託開発のうち、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、開発期間にわたり収益を認識せず、全ての開発が完了し、顧客が検収した一時点で収益を認識しております。

リーガルテックAI事業においては、主にeディスカバリーサービスとフォレンジックサービスを提供しております。

eディスカバリーサービスとは、米国民事訴訟で被告・原告の双方が審理前に証拠を開示する制度において、顧客に対し、当社グループが証拠となり得る電子データの特定、証拠保全からデータ処理、ドキュメントレビュー、提出データ作成に至るまでワンストップで提供するサービスです。

フォレンジックサービスとは、情報漏洩や内部不正等の問題が生じた際に、顧客からの依頼を受けて提供されたパソコン等を、いつ、誰が、どのようなことをしたのか不正調査の観点から調査し、調査結果を顧客へ提供するサービスです。

これらは、顧客へのサービス提供に応じて収益を認識しております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

のれんについては、15年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法により規則的に償却しております。

⑤退職給付に係る会計処理の方法

⑥のれんの償却方法及び償却期間

⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項

リース会計（ASC第842号） 米国会計基準を適用している在外連結子会社のリースに関しては、「リース会計」（ASC第842号）を適用しており、オペレーティング・リース取引はリース期間にわたるリース料の現在価値に基づいて使用権資産及びリース債務を計上し、リース費用はリース期間にわたり定額法で認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「流動資産」の「その他」に含めておりました「未収入金」（前連結会計年度41,339千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

前連結会計年度において「固定資産」の「その他」に含めておりました「ソフトウェア仮勘定」（前連結会計年度428,449千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「コミットメントフィー」（前連結会計年度2,622千円）については、重要性が高まったくため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 連結子会社FRONTEO USA, Inc.に係る固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)	
	当連結会計年度
FRONTEO USA, Inc.に係る有形固定資産及び無形固定資産 (連結総資産に占める割合)	1,370,088 (15.0%)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業用資産について各事業セグメントを基礎としつつ、経営管理単位を勘案しグルーピングを行っています。営業活動による損益が継続してマイナスとなった場合等、資産グループに減損の兆候があると判断した場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とその帳簿価格との比較を行い、減損損失を認識すべきであると判断した場合には帳簿価格を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度において、リーガルテックAI事業に属する連結子会社FRONTEO USA, Inc.に係る資産グループは、減損の兆候は認められるものの、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価格を上回ることから減損損失を認識しておりません。

FRONTEO USA, Inc.における将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、売上高、原価率、成長率等であります。

事業計画に含まれる主要な仮定は見積りの不確実性が高く、経営環境の悪化等により当該主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん（連結総資産に占める割合）	1,345,594 (14.7%)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該のれんは、リーガルテックAI事業の事業拡大を目的として実施した企業結合により発生したものであり、そのグループについては、リーガルテックAI事業セグメント全体の資産グループにのれんを加えたより大きな単位としております。

のれんは規則的に償却されますが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

当社グループは企業結合時に見込んだ超過収益力が、当連結会計年度末において毀損していないことなどから、当該のれんを含む資産グループには減損の兆候は認められないと判断しております。

企業結合時に見込んだ超過収益力が毀損しているかどうかの判断には見積りの不確実性を伴うことから、経営環境の悪化等により企業結合時に見込んだ超過収益力が減少した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の影響について、現在のところ、当社グループの事業に重要な影響は発生しておりません。新型コロナウイルス感染症の収束時期については、日本でも感染症の分類は5類へ移行されたことから概ね2024年3月期中を想定しており、現時点では固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積もりに与える影響は軽微であると考えております。今後、収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が91千円含まれております。

（2）担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

関係会社株式 8,105,886 千円

なお、関係会社株式は連結上相殺消去されております。

担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	235,665 千円
長期借入金	471,331 千円

(3) 財務制限条項

借入金のうち、2020年12月21日に締結したタームローン契約、2022年1月24日及び2022年3月11日に締結したコミットメントライン契約については、次のとおり財務制限条項が付されております。

①2020年12月21日締結 タームローン契約

1年内返済予定の長期借入金	446,595千円
長期借入金	893,191千円

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、株主資本の合計額を、2015年3月決算期の末日における株主資本の合計額又は前年度決算期の末日における株主資本の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

②2022年1月24日締結 コミットメントライン契約

短期借入金	300,000千円
-------	-----------

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結貸借対照表において、純資産の部の金額を、2021年3月決算期の末日における純資産の部の金額又は前年度決算期の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

③2022年3月11日締結 コミットメントライン契約

短期借入金	200,000千円
-------	-----------

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結貸借対照表において、純資産の部の金額を、前年度決算期の末日における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度增加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	39,314,062株	18,800株	-株	39,332,862株
自己株式	696株	28株	-株	724株

(注) 1. 新株予約権の行使により、発行済株式数が18,800株増加しております。

2. 単元未満株式の買取により、自己株式が28株増加しております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

- ① 配当財産が金銭である場合における当該金額の総額
275,193千円
- ② 配当財産が金銭以外である場合における当該資産の帳簿価格の総額
該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 201,700株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛債権及び与信管理細則に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。買掛金及び未払金に係る支払リスクは、適時に資金繰り計画を作成し、リスク低減を図っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表に含めておりません。（注1）を参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金及び売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) 投資有価証券	902,700	902,700	—
(2) リース債務（*2）	(212,304)	(209,741)	2,563
(3) 長期借入金（*3）	(2,374,792)	(2,383,262)	(8,470)

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）1年内返済予定のリース債務を含めております。

（*3）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注1） 市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,014

(注2) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	194,913	11,092	5,964	335	—	—
長期借入金	729,815	707,455	648,927	147,353	42,336	98,904

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	902,700	-	-	902,700
資産計	902,700			902,700

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	-	209,741	-	209,741
長期借入金	-	2,383,262	-	2,383,262
負債計	-	2,593,003	-	2,593,003

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

		報告セグメント		
		AIソリューション	リーガルテック AI	計
ライフサイエンス AI		451,768		451,768
ビジネスインテリジェンス		1,387,549		1,387,549
海外 AI		11,165		11,165
	Review		1,248,229	1,248,229
eディスクバリ	Collection,Process		554,967	554,967
	Hosting		2,676,552	2,676,552
	計		4,479,749	4,479,749
フォレンジックサービス		885,038		885,038
顧客との契約から生じる収益		1,850,483	5,364,787	7,215,270
外部顧客への売上高		1,850,483	5,364,787	7,215,270

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 (4) ④重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産の残高等

(単位：千円)

当連結会計年度	
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1,823,967
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,009,073
契約資産 (期首残高)	6,260
契約資産 (期末残高)	10,775
契約負債 (期首残高)	138,936
契約負債 (期末残高)	89,564

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、契約期間が1年を越える重要な取引はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 123円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 43円27銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,034,846	2,766,596	55,709	2,822,305	2,680,579	2,680,579
当期変動額						
新株の発行	7,470	7,470		7,470		
剰余金の配当					△275,193	△275,193
当期純損失					△9,240	△9,240
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
当期変動額合計	7,470	7,470	-	7,470	△284,433	△284,433
当期末残高	3,042,317	2,774,067	55,709	2,829,776	2,396,146	2,396,146

(単位：千円)

自己株式	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△90	8,537,641	549,318	549,318	132,239	9,219,199
当期変動額						
新株の発行		14,941				14,941
剰余金の配当		△275,193				△275,193
当期純損失		△9,240				△9,240
自己株式の取得	△23	△23				△23
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			35,591	35,591	60,239	95,831
当期変動額合計	△23	△269,515	35,591	35,591	60,239	△173,683
当期末残高	△114	8,268,126	584,909	584,909	192,479	9,045,515

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 4～20年

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

また、その他の無形資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、償却年数は8～10年であります。

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒り引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額に基づく当事業年度費用負担額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

①AIソリューション事業

AIソリューション事業は、主にライフサイエンスAI分野とビジネスインテリジェンス分野において、AIによるソリューションの提供を目的として、独自の自然言語解析AIエンジン「KIBIT（キビット）」を活用した各種ソフトウェアに係るライセンスの供与、AIエンジンと連携したソフトウェアの受託開発等を行っております。

ライセンスの供与については、供与したライセンスがライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利である場合は、当該ライセンス期間にわたり収益を認識し、知的財産を使用する権利である場合は、ライセンスを供与した一時点で収益を認識しております。

ソフトウェアの受託開発のうち、開発により別の用途に転用できない資産が生じ、かつ顧客との契約における義務の履行が完了した部分について、対価を收受する強制力のある権利を有している場合には、開発期間にわたり収益を認識しており、これらの要件に該当しない場合には、全ての開発が完了し、顧客が検収した一時点で収益を認識しております。

なお、開発期間にわたり収益を認識するソフトウェアの受託開発は、完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、開発の進捗度に応じて収益を認識しており、信頼性をもって総原価を見積ることができない場合には、発生した原価のうち回収可能性が高いと判断された金額と同額の収益を認識しております。

また、ソフトウェアの受託開発のうち、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、開発期間にわたり収益を認識せず、全ての開発が完了し、顧客が検収した一時点で収益を認識しております。

②リーガルテックAI事業

リーガルテックAI事業においては、主にeディスカバリサービスとフォレンジックサービスを提供しております。

eディスカバリサービスとは、米国民事訴訟で被告・原告の双方が審理前に証拠を開示する制度において、顧客に対し、当社グループが証拠となり得る電子データの特定、証拠保全からデータ処理、ドキュメントレビュー、提出データ作成に至るまでワンストップで提供するサービスです。

フォレンジックサービスとは、情報漏洩や内部不正等の問題が生じた際に、顧客からの依頼を受けて提供されたパソコン等を、いつ、誰が、どのようなことをしたのか不正調査の観点から調査し、調査結果を顧客へ提供するサービスです。

これらは、顧客へのサービス提供に応じて収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「コミットメントフィー」(前事業年度2,622千円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式 (総資産に占める割合)	8,296,547 (65.7%)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式残高のほとんどはFRONTEO USA, Inc.株式であります。

市場価格のない子会社株式は、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要があります。ただし、実質価額が著しく下落した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められます。

FRONTEO USA, Inc.株式の実質価額は当該子会社の超過収益力等を反映しています。当社は当該超過収益力等が、当事業年度末において毀損していないことから、実質価額は著しく下落していないと判断しています。

超過収益力等が毀損しているかどうかの判断には見積りの不確実性を伴うことから、経営環境の悪化等により株式取得時に見込んだ超過収益力等が減少し、実質価額が著しく下落した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の影響について、現在のところ、当社グループの事業に重要な影響は発生しておりません。新型コロナウイルス感染症の収束時期については、日本でも感染症の分類は5類へ移行されたことから概ね2024年3月期中を想定しており、現時点では固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積もりに与える影響は軽微であると考えております。今後、収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が91千円含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で、各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

短期金銭債権	10,350千円
短期金銭債務	42,146千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

関係会社株式	8,105,886 千円
--------	--------------

担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	235,665 千円
長期借入金	471,331 千円

(4) 保証債務

当社の子会社であるFRONTEO USA, Inc.の不動産賃借に関して債務保証を行っています。

保証先

金融機関	164,950 千円
	(1,235,304米ドル)

(5) 財務制限条項

借入金のうち、2020年12月21日に締結したタームローン契約、2022年1月24日及び2022年3月11日に締結したコミットメントライン契約については、次のとおり財務制限条項が付されております。

①2020年12月21日締結 タームローン契約

1年内返済予定の長期借入金	446,595千円
長期借入金	893,191千円

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、株主資本の合計額を、2015年3月決算期の末日における株主資本の合計額又は前年度決算期の末日における株主資本の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

②2022年1月24日締結 コミットメントライン契約

短期借入金	300,000千円
-------	-----------

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結貸借対照表において、純資産の部の金額を、2021年3月決算期の末日における純資産の部の金額又は前年度決算期の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

③2022年3月11日締結 コミットメントライン契約

短期借入金	200,000千円
-------	-----------

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結貸借対照表において、純資産の部の金額を、前年度決算期の末日における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	185,131千円
仕入高	93,765千円
販売費及び一般管理費	39,298千円
営業取引以外の取引高	150,920千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	696株	28株	-株	724株

(注) 単元未満株式の買取により、自己株式が28株増加しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減価償却超過額	15,600千円
一括償却資産	2,899千円
減損損失	1,966千円
関係会社株式評価損	83,551千円
未払事業税	449千円
賞与引当金	34,942千円
賞与引当金社会保険料	5,503千円
退職給付引当金	17,209千円
資産除去債務	10,906千円
新株予約権	18,890千円
繰越欠損金	36,022千円
繰越外国税額控除	7,750千円
その他	2,666千円
繰延税金資産 小計	238,360千円
評価性引当額	△108,145千円
繰延税金資産 合計	130,214千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△210,240千円
資産除去債務に対応する除去費用	△2,782千円
繰延税金負債合計	△213,022千円
繰延税金資産との相殺	130,214千円
繰延税金負債の純額	△82,808千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	FRONTEO USA, Inc.	(所有) 直接100%	2名	役務の提供 役員の兼任 債務保証	ロイヤリティーの受取等 (注1)	142,147	売掛金	6,102
					サービス業務の委託(注1)	93,657	買掛金	4,462
					未払金の回収	82,456	未払金	36,278
					立替金の回収	291,912	関係会社立替金	43,717
					債務保証 (注2)	164,950	—	—
					ロイヤリティーの受取等 (注1)	36,175	売掛金	2,865
子会社	FRONTEO Korea, Inc.	(所有) 直接100%	2名	役務の提供 役員の兼任	立替金の回収	95,595	関係会社立替金	18,550
					配当金の受取	146,720	—	—
					ロイヤリティーの受取等 (注1)	6,809	売掛金	284
子会社	FRONTEO Taiwan, Inc.	(所有) 直接100%	2名	役務の提供 役員の兼任	立替金の回収	46,587	関係会社立替金	3,241
					サービス業務の受託(注1)	4,200	その他流動資産	1,098

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ロイヤリティーの受取等、サービス業務の委託及びサービス業務の受託については、契約に基づき合理的に決定しております。
2. FRONTEO USA, Inc.の不動産賃借につき、1,235,304米ドル(164,950千円)の債務保証を行っております。なお保証料は受領しておりません。
3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
4. 上記金額には為替差損益が含まれております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、『連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」』に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	225円08銭
(2) 1株当たり当期純損失	0円24銭